

保存版

2025年12月

山鼻サントウン防災計画

山鼻サントウン 防災・防犯協議会
管理組合理事会
自治会役員会

はじめに

「山鼻サントウン防災マニュアル」は2019年4月に策定され**6年半が経過**しました。この間に各地で大規模な自然災害が**頻発・激甚化**し**新たな防災知見**が蓄積されました。近年の観測研究により**北海道周辺の新たな地震リスク**が顕在化し、また温暖化による**気象災害も猛威**を奮い続けています。

自然災害における「**自助・共助・公助**」それぞれの重要性が指摘されています。これらの状況を踏まえ、自然災害への対応指針として「山鼻サントウン防災計画」を定めることとします。

なお、自然災害以外の失火・停電時などは従来の「山鼻サントウン防災マニュアル」の内容に従って対応することとします。

INDEX

1. 防災計画の目的	P.1
2. 何から身を守るのか？	P.2
3. サンタウンで起きること	P.3~5
4. 「万が一」への備え	P.6~8
5. 共助の役割 住民相互の助け合い	P.9~10
6. 防災計画の具体的施策	P.11~13
7. 解説編	P.14~19
8. 「防災マニュアル」より抜粋 (火災・停電など)	P.20~22

1. 防災計画の目的

大規模自然災害から

- 1) 住民（約 9 3 0 名）の**命を守る**（災害関連死含む）
- 2) 住民・所有者の**財産を守る**
- 3) 共有施設の**機能を保全**する

2. 何から身を守るのか？

自然災害リスクを知り、正しく恐れる

サントウンで起きる自然災害は

「地震（揺れ）」と「浸水（洪水・内水氾濫）」

※ 行政ハザードマップより

主な自然災害リスク

- ・ 地震（揺れ・液状化・家屋倒壊、津波）
 - ・ 土砂災害（土石流・地滑り・崖崩れ）
 - ・ 浸水（洪水・内水氾濫）
 - ・ 火山災害（噴火・火砕流・火山灰）
 - ・ 気象災害
-

3. サンタウンで起きること

(1) 地震 (揺れ)

① 震度 5 以上が 3 分以上続く ... 超長周期地震動

30 年以内に最大 80 %

根室沖・十勝沖地震 (千島海溝地震)

(解説1)

特に上層階の揺れ大きい

② 震度 6 強 ... 直下型の強い揺れ

30 年以内に最大 26 %

札幌圏の活断層のズレによる地震 (野幌・月寒・西札幌)

(解説2)

3. サンタウンで起きること

(2) 浸水（洪水・内水氾濫）

5 0 cm未満の浸水

（南22条の一部は5 0 cm以上3 m未満※）

ゲリラ豪雨・線状降水帯などによる

札幌市の排水処理能力は**雨量 3 5 mm／時**まで

ex. 仙台45mm/時、東京50mm/時、名古屋50mm/時、大阪60mm/時

※ 南23条＞南22条 ...標高差1.8m（南から北へ広がる扇状地）

3. サンタウンで起きること

(3) 被害・生活への影響

① 地震（揺れ）

- ・ 家具倒壊や家財飛散による **死傷・下敷き・閉じ込め、出火など**
- ・ 電気・ガス・上水道・トイレなど排水・通信など **ライフライン停止** (解説3)
- ・ 食料・薬品・燃料・ガソリンなど **生活物資の欠乏** (解説4)
- ・ 生活環境の悪化、ストレス・疾病・寒さなど **災害関連死** (解説5)

② 浸水（洪水・内水氾濫）

- ・ **車両水没** 地下駐車場（特にP5/P6）・一部の地上駐車場（PE）の浸水
- ・ **電力供給障害** 地下設置の配電盤（P6・管理棟）への浸水
- ・ **地下施設の浸水** トランクルーム・備品庫など
- ・ 一部ライフラインの停止

4. 「万が一」への備え

(1) 災害から命を守るのは自助が7割

**自分の命は自分で守るという意識を持ち
平時から備えておくことが全ての基本**

自助：共助：公助 = 7 : 2 : 1

(防災知見・過去の大災害の教訓)

地域の全員が被災者

最大の敵は **根拠なき楽観主義** → “**正常性バイアス**”

「今まで何もなかったし...

自分が生きているうちは**たぶん大丈夫だろう...**」

4. 「万が一」への備え

(2) 在宅避難が最優先

居室内が最も安全（火災以外） 自宅で5日程度 生き抜く“備え”を

- ・サントウンは**新耐震基準構造物**（震度7の大地震でも倒壊せず命を守る）
- ・居室内の**緊急避難スペース※1**・**避難生活スペース※2**を事前に想定し準備
 - ※1 廊下・トイレ・階段室など家具・家財が少ない場所 “頭を守る”
 - ※2 家具・家財の固定・移動・処分、どの部屋で避難生活するか
- ・避難所は全壊等で自宅での生活が不可能となった人々を想定（木造戸建て住宅が主）
- ・避難所の収容人数は札幌市全体で9万人（人口の5%）、山鼻中学校（近隣避難所）約300人
- ・外出先での被災の備えとして簡易防災グッズを外出時に携帯、自家用車に搭載
（ホイッスル、ウェットティッシュ、絆創膏、飴・チョコ、水、バッテリー、マスク、防寒シート、救急連絡先など）

4. 「万が一」への備え

(3) 自助（家庭内）備蓄が命をつなぐ

主な自助（家庭内）備蓄品 ... 5日間が必須（できれば1週間分）

水（3リットル/1人/1日）、**食料**（日用食材のローリングストック）

簡易トイレ（6回/1人/1日）、**ガスボンベ**（2本/1人/1日）

例）家族2人5日分 ... 水30リットル、食料30食分、簡易トイレ60回分、ガスボンベ20本

+

医薬品、バッテリー、ライト、乾電池、ラジオ、暖房機器など厳寒期対策

**共助・公助への依存は危険
あくまで自助の補完と心得る**

共助（サントウン）備蓄は自助の補完 → 40人3日分

公助（札幌市）備蓄は限定的 → 避難所9万人（人口の5%）2日分

（解説6）

5. 共助の役割

住民相互の助け合い

(1) 事前

防災計画策定、住民啓発、要援護者情報の更新、住民名簿の整備・更新
災害時の対応体制構築（対策本部・各チーム・管理組合・自治会・管理センター）
救援・救護・浸水防止資材の整備、防災訓練・セミナー実施、家庭内備蓄の斡旋

(2) 発災時

災害対策本部の即時設置、住民の安否確認と救援・救護、要援護者支援
情報収集と伝達、関係機関との連携
浸水対策（駐車場閉鎖、止水版・土のう設置等）、コミュニティ維持
災害弱者への寄り添い、防犯体制の構築

(3) 事後

修復・復旧計画策定と実施、防災資材など検証と補充、防災計画の検証（PDCA）

※ 詳細はP.12.13に参照

5. 共助の役割

住民相互の助け合い

(4) 「災害対策本部」の設置 (第2集会室)

- ・ **設置基準** (以下の事象発生時ただちに立ち上げる)

地震 ... 震度5以上

浸水 ... 「記録的短時間大雨情報」「洪水警報」発令時 < 気象業務法改訂(2025/12)で変更予定 >

- ・ **常駐体制** ... 防災・防犯協議会本部長・副本部長・事務局長・副事務局長

～ 非常事態収束の判断まで (各チーム※リーダーは必要に応じて駐在)

※情報連携チーム・給食給水チーム・救出救護避難誘導チーム

(5) 「災害対策本部」の判断基準

「ハザードマップ」「北海道三陸沖後発地震注意情報」「特別警報」「避難指示」

「記録的短時間大雨情報」「線状降水帯情報関連情報」および「住民や施設の被災実態」

などに基づき適時・客観的に判断する < 気象業務法改訂(2025/12)で変更雨予定 >

6. 防災の具体的施策

「自助・共助・公助」「事前・発災時・事後」の防災マトリクス

**自然災害以外の失火・停電などへの対応は
従来の「防災マニュアル」の内容に従って対応することとする**

P.20~22に抜粋掲載

- ・ 地震・浸水以外の不測の自然災害リスクへも転用可能な施策とする
- ・ 新たな防災知見や環境変化などを踏まえ適時見直し・更新する

地 震(揺れ)	事前（備え）	発災時	事後（復旧・復興）
自 助	・ 家具・家財の固定・移動・処分 ・ 緊急避難スペース・発災後生活スペース想定と準備 ・ 消火器の設置場所確認 ・ 5日間程度(できれば7日)の家庭内備蓄の確保 (水・食料・簡易トイレ・燃料・薬品など) ・ 自家用車のガソリン、半減したら満タン補充 ・ 家族の医療情報（お薬手帳など）の整理 ・ 外出先での被災の備えとして簡易防災グッズを携帯・車載 (ホイッスル、ウエットティッシュ、絆創膏、飴・チョコ、水、バッテリー、マスク、防寒シート、連絡先等) ・ 緊急連絡先の整理 ・ 家族や知友人との安否確認方法の事前確認 ・ 地震保険の加入検討	・ ただちに住居内の緊急避難スペースへ移動、頭を守る (廊下、トイレ、階段室など家具・家財が少ない場所へ) ・ 玄関ドアなどの開閉確保 ・ 家族の安否確認 ・ 状況により救援救護を求める（班長へ） ・ 火の元確認、必要に応じて消火 ・ 状況に応じてガス元栓・ブレーカー・水道栓止める ・ 自助（家庭内）備蓄品の利用開始 ・ 簡易トイレ使用開始 ・ 災害対策本部からの情報入手 ・ 共助ボランティア活動への参加	・ 日常の生活スタイルへ徐々に移行 ・ 専用部分の必要な修復・修繕 ・ 損害保険の手続き ・ 家具・家財道具の整理 ・ 次の災害に備え家具・家財の固定・移動・処分 ・ 家庭内備蓄品の補充・点検
共 助 住民相互の助け合い 管理組合・自治会 防災防犯協議会 管理センター	・ 「防災計画」の策定と周知（本計画） ・ 住民名簿の整備・更新（安否確認の精緻化） ・ 「災害時要援護者」情報の更新、班長との情報連携 ・ 防災訓練や防災セミナーの実施 ・ 住民の防災の備え・自助備蓄・発災時行動などの啓発 ・ 自助（家庭内）備蓄品の斡旋 ・ 救援救護資材の検証と補充 ・ 共助備蓄の更新・補充 ・ 情報収集と広報のための設備や仕組み検討 ・ 発災時、管理センターとの協働体制の確立 ・ 役員・班長間の連絡・連携手段の検討	・ 震度5以上、災害対策本部立ち上げ（第2集会室） ・ 対策本部インフラの整備（ex.発電機稼働など） ・ 住民の安否確認と情報集約（班長-救出救護・避難誘導チーム） ・ 災害時要援護者への対応（班長-救出救護・避難誘導チーム） ・ 救助・救護（班長-救出救護・避難誘導チーム） ・ 必要に応じ医療機関・消防・警察との連携（情報連携チーム） ・ 施設の被害状況把握と立入制限・応急措置（修繕委員会） ・ 駐車場シャッター・各棟玄関オートロックの開放 ・ 住民・自治会サポーターへのボランティア参加呼びかけ ・ 見回り巡回などによる防犯体制の構築 ・ 情報収集と広報、住民への情報発信（情報連携チーム） ・ 常時自室避難が不安な方々の居場所確保（第一集会室など） ・ 災害弱者への寄り添い・支援（住民相互の助け合い） ・ 急性期後、「炊き出し」などによるコミュニティ維持 ・ 基幹避難所（山鼻中学校）開設支援（住民の状況に応じて）	・ 非常時対応の収束判断 ・ 住民への継続的な復興・復旧支援 ・ 施設の修復・復旧計画立案と実行 ・ 損害保険の手続き ・ 防災資材・備蓄の検証と補充 ・ 対応の総括と防災計画の検証見直し（PDCA） ・ 基幹避難所（山鼻中学校）の運営支援 (住民の状況に応じて)
公 助 (札幌市・北海道・省庁)	・ 災害リスクの最新知見によるハザードマップの更新 ・ 災害時の支援スキームや支援物資の確保 ・ 注意報・警報・臨時情報・避難指示の発信体制整備 ・ 市民の防災減災意識の啓発活動 ・ ライフライン・インフラ強化（事業者連携）	・ 注意報・警報・臨時情報・避難指示などの発令 ・ 各種災害情報発信・広報 ・ 消防・警察・自衛隊による救助・救命・搬送・消火など ・ 「災害医療体制」発動、基幹病院受入れ、医療トリアージ ・ ライフライン・インフラ稼働への応急措置（事業者連携含） ・ 他自治体・国・機関からの応援派遣、緊急支援物資の管理 ・ 住民・帰宅困難者・観光客などへの支援全般 ・ 避難所の立ち上げ、被災者の受け入れ ・ ボランティアセンター設置、受け入れ態勢の整備	・ 支援物資の配布や給水車による飲料水提供 ・ ライフライン・インフラ復旧（事業者連携） ・ 避難所運営 ・ 住宅の被害認定と「り災証明書」の発行 ・ 災害救助法に基づいた対応 (仮設住宅、生活再建支援金交付など) ・ 各種の生活再建や事業者支援

浸水	事前（備え）	発災時	事後（復旧・復興）
自 助	・ベランダ・テラスの整理（暴風雨対策） ・家族が車両の移動可能な環境整備（鍵の共有等） ・雨合羽・長靴の準備 ・火災保険・自動車保険の特約見直し	・窓・ベランダの施錠、室内への浸水防止 ・出入口から浸水対策（土のう）への参加 ・居室への浸水対策（5.6号棟1階） ・地下駐車場（P5/P6）の車両避難（可能な範囲） ・7号棟前の地上駐車場（PE）の車両避難（可能な範囲） ・地下駐車場車の浸水対策参加（止水版・土のう水のう設置） ・共助ボランティア活動への参加（止水版や土のう設置など）	・止水版・土のうの撤去・回収への参加・協力 ・車両の移動 ・浸水箇所の後片付け
共 助 住民相互の助け合い 管理組合・自治会 防災防犯協議会 管理センター	・災害時の対応計画の策定と周知（本計画） ・防災訓練、セミナーなどの実施 ・浸水警戒場所（止水版・土のう配置場所）の検討 ・止水版・土のう必要数の算定と確保 ・止水板設置と地下駐車場閉鎖タイミング検討 ・車両避難場所の検討（消防誘導路、シンフォニー広場等）	・災害対策本部の立ち上げ（第2集会室）～「記録的短時間大雨情報」「洪水警報」「線状降水帯警報」発令時 ・情報収集と広報、住民への情報発信（情報連携チーム） ・止水版・土のう設置の判断と情報発信 ・住民・自治会サポーターへのボランティア参加呼びかけ ・車両避難実施の判断 ・地下駐車場のシャッター開放 ・車両避難場所への車両誘導（可能な範囲） ・地下駐車場の一部閉鎖 ・浸水警戒場所への止水版・土のう設置 ・被害状況の把握・立入制限・応急措置（修繕委員会）	・止水版・土のうの撤去判断 ・止水版・土のうの撤去・補充・保管 ・浸水箇所の後片付け ・施設被害の復旧 ・樹木・芝生などの復旧 ・対応総括と計画の見直し→PDCA
公 助 (札幌市・北海道・省庁)	・災害リスクの最新知見によるハザードマップの更新 ・災害時の支援スキームや支援物資の確保 ・注意報・警報・臨時情報・避難指示の発信体制整備 ・市民の防災減災意識の啓発活動 ・ライフライン・インフラ強化（事業者連携）	・注意報・警報・臨時情報・避難指示などの発令 ・各種災害情報発信・広報 ・消防・警察・自衛隊による救助・救命・搬送・消火など ・「災害医療体制」発動による基幹病院受け入れ実施 ・ライフライン・インフラ稼働への応急措置（事業者連携） ・他自治体・国・機関からの応援派遣、緊急支援物資の管理 ・住民・帰宅困難者・観光客などへの支援全般 ・避難所の立ち上げ、被災者の受け入れ ・ボランティアセンター設置、受け入れ態勢整備	・ライフライン・インフラ復旧（事業者連携） ・避難所運営 ・住宅の被害認定とり災証明書発行 ・支援物資の配布や給水車による飲料水提供 ・災害救助法に基づいた対応（仮設住宅、生活再建支援金交付など） ・各種の生活再建や事業者支援

解 説 編

解説 1 根室沖・十勝沖地震（千島海溝地震）

- ・ **最大震度 7 マグニチュード 8～9**
- ・ 太平洋プレート境界型地震（東日本大震災と同規模・同メカニズム）
- ・ **30年で最大80%の発生確率**（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の対象地点）
- ・ 道東・道南で**大津波による甚大被害**（最大高26.5m＜釧路町＞）
- ・ 推定死者数...**最大16.8万人**（東日本大震災2.2万人、釧路市最大8.4万人(人口半数以上)）
- ・ 約350年周期～**すでに425年経過**（前回は西暦1600年、関ヶ原合戦の年）
- ・ プレート沈み込みによる**ひずみの蓄積**（1年10cm）、すでに40m以上

解説 2 札幌圏活断層（野幌・月寒・西札幌）のズレによる直下型の強い地震

- ・ **最大震度 7 マグニチュード 7.3**
- ・ **30年で最大26%の発生確率**
- ・ 市内の推定死者数**最大4,900人**、医療トリアージの実施
- ・ <月寒断層地震> 家屋全壊**1.4万棟**、全焼**890棟**、負傷者**6,200人**（うち重症**3,500人**）
要救助**5,900人**、帰宅困難**11.6万人**、避難者**15万人**
- ・ 札幌では**震度5強以上が50～100年に1回程度発生の可能性**（北大地研観センター）
- ・ 札幌の大規模地震は**約200年前**（西暦1834年、江戸後期～天保大飢饉）
- ・ 阪神淡路大震災や熊本地震などと同規模・同メカニズム

解説3 トイレの使用停止 ... 大規模地震発生時

- ・ 排水管破損により下層階での汚物溢水・逆流が発生する
マンションのトイレは使用できない（簡易トイレ備蓄が必須）
風呂に溜めた水をトイレに流すことは不可

解説4 生活物資（食料・薬品・燃料など）欠乏 ... 根室沖・十勝沖地震

- ・ 物流機能の麻痺・崩壊による
- ・ 大津波による太平洋沿岸港湾（釧路・苫小牧・室蘭・函館港など）の壊滅的被害で
港湾機能が不全となり物流が麻痺・崩壊する→北海道が孤立・孤島化
- ・ 海運（物流の93%） 苫小牧・室蘭・函館3港で海運の3/4 → 麻痺・崩壊
- ・ 鉄路（物流の7%）...函館大津波により青函トンネル・道南鉄路の被害甚大
- ・ 空路（物流の1%未満）...被災・点検で稼働空港限定・物量的限界 ・ 陸路...0%
- ・ 域外（道外・海外）支援は大津波による甚大被災地（道東・道南）が最優先
- ・ 札幌は甚大被災地（道東・道南）を支援する側で支援される側ではない
- ・ 道内発電所と北本連系線の被災により電力供給切迫（ブラックアウトのリスクも）

解説 5 災害関連死の実態

自然災害による直接的な死ではなく、**災害の影響によって間接的に命を落とすこと、避難生活による生活環境の悪化や精神的ストレス・疾病などが原因の死 ... 救えた命**

特に高齢者に多く発生（熊本地震では70歳以上が78%）

北海道など寒冷地では低体温症による凍死が多発

身体的要因

・避難生活で体調悪化（寒さ・ストレス・持病悪化）、エコノミークラス症候群、治療や薬の中断

心理的要因

・家族の喪失、ストレス、不安からのうつ症状、孤立や無力感による自殺

生活環境要因

・衛生環境の悪化、十分な食事や水分摂取ができない

東日本大震災 ...	総死者数	22,228人のうち	3,808人	17.1%
熊本地震 ...	総死者数	268人のうち	218人	81.3%
能登地震 ...	総死者数	679人のうち	451人	66.4%

（申請中の能登地震関連死 266人）

解説6 共助・公助の備蓄食料 ... 自助の補完・限定的

サントウン防災協議会の備蓄食料 ... 40名3日分の食料備蓄

備蓄用パン	144個
ご飯類	200食
(梅がゆ、チキンライス、山菜おこわ、五目ごはん)	
缶入り乾パン	120缶
ビスケット	120個
缶詰	44個
炊き出し用ご飯	12kg
(ドライカレー、わかめご飯、おかゆ)	
水	地下給水タンクに1日分
(停電時は管理センター裏蛇口から取水)	

<住民930名で等分すると>

パン	0.15個
ご飯類	0.21食
乾パン	0.12缶
ビスケット	0.12箱
缶詰	0.05缶
炊き出しご飯	13g

サントウン防災協議会食料備蓄の考え方

災害による室内の混乱で備蓄品の使用が不能となる世帯が出る場合を想定、被災率**3%**と想定

上記の食料以外に薬など防災備品を若干量を備蓄している

札幌市の備蓄食料

避難所の収容者相当分、**9万人（人口の5%）2日分**

解説7 その他/今後の検討課題

- ・ **管理センター職員の災害時出勤体制**の確認（職員も被災者）
※防災対応は自治会・管理組合・管理センターによる三者協働
- ・ **救援救護資材、発電・蓄電機材、AED、通信機材**などの点検・新規導入の検討
- ・ **停電下での情報収集と伝達**のためのデバイス・通信手段の検討（スターリンクwifなど）
- ・ **浸水対策**資材（止水版・土のうなど）の必要量・導入の検討
- ・ 役員・班長間や住民との**情報連携や広報**手段の検討
(メガホン・張紙、ホワイトボード・スターリンwifiなど)
- ・ **住民名簿**の整備・更新による住民安否確認の正確性の確保
- ・ 自助備蓄の啓発促進のため「備蓄品チェックリスト」や「**備蓄品パッケージ**」斡旋の検討
- ・ 山鼻サントウン施設全体を住民の「**総合避難所**」のような場所と位置付ける
- ・ **非居住者や近隣町内会**等との連携の検討
- ・ **防災訓練のあり方**の検討～従来の野外イベント型（避難訓練）の見直し
防災・自助の啓発・研修セミナー、備蓄品の斡旋、炊き出しなどインドア開催も検討

「山鼻サントウン防災マニュアル」より抜粋 < 火災 >

災害対策マニュアル

火災

時間経過

管理センター対応

火災報知器を鳴らすと同時に消防へ連絡

火災の場所等の情報をインターホンで繰り返し流し、避難の要不要を徹底

集会室に災害対策本部(情報センター)を設置(本部長・副本部長は基本的に火災終熄までは本部詰め)

管理員・協議会役員等による建物の被害確認(消防からの情報取得)

避難場所の確保とそのアナウンス
被災家族(隣家も含む)には集会室等へ避難してもらう

防災防犯協議会対応

家族の安否確認と安全確保後、第二集会室に集合(本部長、副本部長、事務局長ほか協議会役員、組合、自治会役員等):必要なら拡声器等による招集

消防・警察等との対応

インターホン、掲示、拡声器等による正確な情報の発信

自治会班長等

火元近くの住民の安否確認(ただし危険を伴わない範囲に限る)

本部との連携

まず119番通報、個人の安全最優先で行動してください

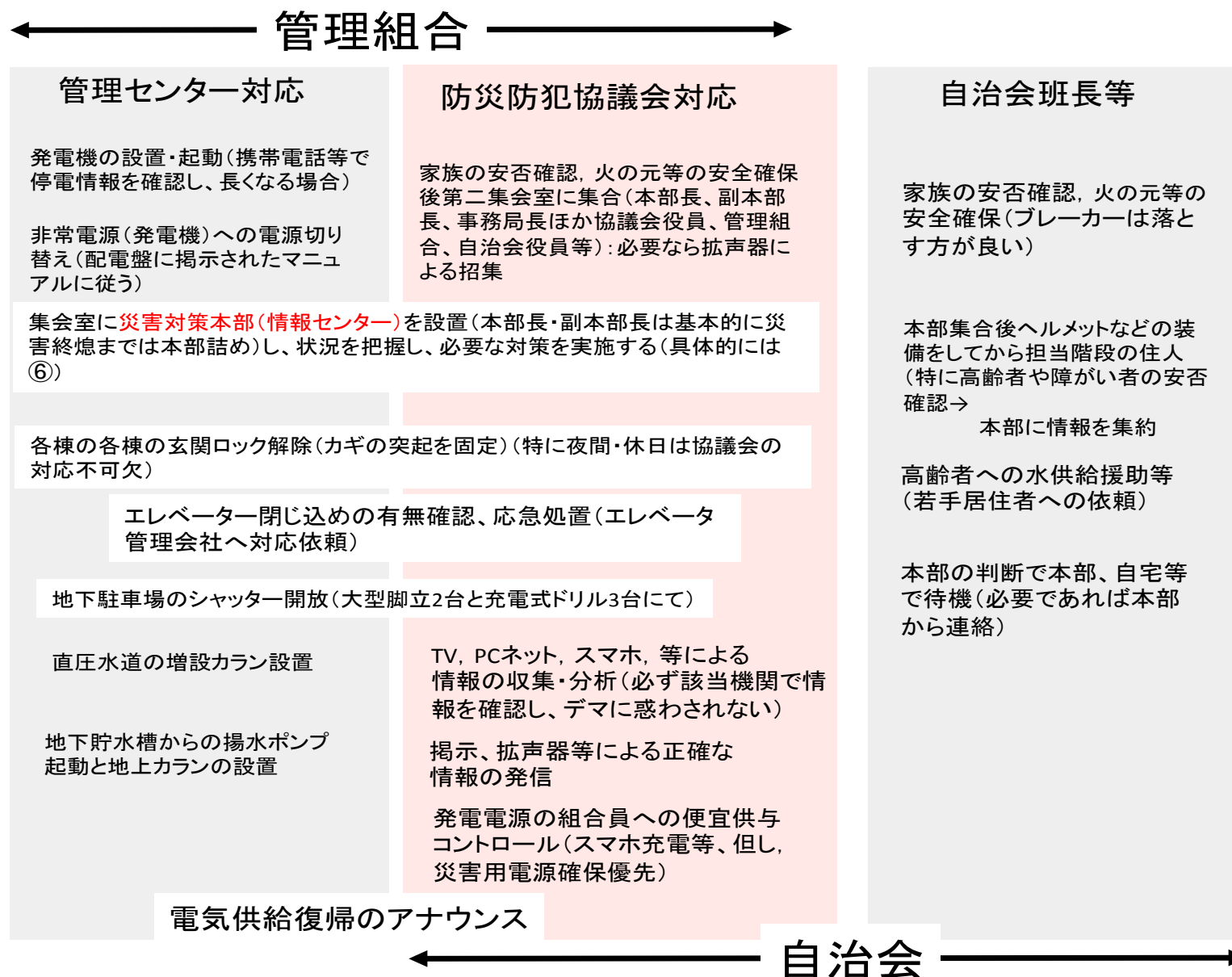
「山鼻サントウン防災マニュアル」より抜粋 < 停電 >

災害対策マニュアル

停電

(長時間にわたるとの情報を確認した場合)

時間経過



「山鼻サントウン防災マニュアル」より抜粋 < ガス・水道損壊 >

災害対策マニュアル ガス・水道損壊

時間経過



管理センター対応

集会室管理事務室の
ガス元栓・水道栓の閉栓

集会室に**災害対策本部(情報センター)**を設置(本部長・副本部長は基本的に災害終熄までは本部詰め)

管理員・協議会役員等による、各戸へのガス元栓・水道栓閉鎖のアナウンス

水道事故の場合は、地下貯水槽への水道供給管の閉鎖、地下貯水槽からの揚水ポンプ起動と地上カランの設置

給水情報(場所と時間等)のアナウンス

ガス水道復帰のアナウンス

防災防犯協議会対応

協議会役員第二集会室に集合(本部長、副本部長、事務局長ほか協議会役員、組合、自治会役員等)

TV, PCネット, スマホ, 等による情報の収集・分析

掲示・インターホン・拡声器等による正確な情報(デマに惑わされない)の発信

自治会班長等

ガス元栓、水道栓の閉鎖を各戸に徹底

水道事故の場合は高齢者への水供給援助等(若手居住者への依頼)

本部の判断で自宅で待機(必要であれば本部から連絡)

山鼻サントウン防災・防犯協議会協定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、山鼻サントウンにおける防災・防犯に関する組織及びその業務について必要な事項を山鼻サントウン管理組合(以下「管理組合」という。)及び山鼻サントウン自治会(以下「自治会」という。)の合意によって定める。

(適用の範囲)

第2条 この協定は、管理組合の区分所有者及びその同居人又は占有者及びその同居人(以下「居住者」という。)に適用する。

第2章 組 織

(名称)

第3条 第1条に規定する組織を山鼻サントウン防災・防犯協議会(以下「本会」という。)という。

(構成員)

第4条 本会には山鼻サントウンの居住者をもって構成する。

(業務範囲)

第5条 本会には次の業務を行う。

- (1) 防災・防犯に関する知識の普及・啓発に関すること
- (2) 防災・防犯訓練に関すること
- (3) 自然災害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出救護及び給食給水等応急対策に関すること
- (4) 居住者に対する防災・防犯対策上必要な事項の策定、報告、助言
- (5) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項

第3章 構 成

(本部・事務局)

第6条 本会には本部を置き、組織の運営に当たる。

2 本部は本部長、副本部長、事務局によって構成し、そのうち事務局は事務局長、事務局次長、チームリーダー、民生委員、修繕計画委員、会計によって構成する。(平成26年6月29日改正)

- | | | |
|----------|-----|--------------------------|
| (1) 本部長 | 1 名 | (防火管理者等) |
| (2) 副本部長 | 2 名 | (管理組合理事長及び自治会会長) |
| (3) 事務局 | 8 名 | |
| 事務局長 | 1 名 | (自治会員) |
| 事務局次長 | 1 名 | (自治会員) |
| チームリーダー | 3 名 | (自治会員) |
| 民生委員 | 1 名 | (自治会員) |
| 修繕計画委員 | 1 名 | (管理組合規約第6章第5節に規定する「理事会」) |
| 会 計 | 1 名 | (管理組合規約第6章第3節に規定する「役員」) |

3 本部は、必要に応じてアドバイザーを置くことが出来る。

4. 本部構成員は公募のほか、居住者の中から、管理組合理事会及び自治会役員会において選出し、それぞれの総会の承認をもって選任する。本部構成員の任期は1年とし、ただし、再任することを妨げない。

5 本部の任務は次のとおりとする。

(1) 本部長は、本組織を代表するとともに、防火管理者資格を取得し、本組織を統括する。

本部長は、災害発生時、管理組合及び自治会の決議を待つことなく災害状況を事務局より収集把握し、必要な情報を居住者に提供する。

本部長は、平常時の予防活動及び災害発生時における応急活動の指揮を行うと共に消防署への情報提供及び避難者の確認を行う。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。

(3) 事務局局長は、災害発生時、関連機関との連絡をとり対応に当たる。

(4) 事務局次長は、事務局局長を補佐し、事務局局長が不在の場合、その任務を代行する。

(5) 事務局員は、事務局局長を補佐し、事務局局長が不在の場合は、その任務を代行する。事務局員は、災害時、担当職務を遂行し、災害状況及び逃げ遅れの有無等について本部長に報告するとともに、本部長の指示等を各チームメンバーに連絡する。

(6) 会計は、本組織の予算の編成、金銭の出納保管を行う。

6 本部は、第5条の業務の他、幹事会を設置し、次の事項を審議、実施する。

(1) 管理組合理事会及び自治会役員会に具申すること（協定の改定等）

(2) 管理組合及び自治会より委任されたこと

(3) 災害発生時における本部運営に関すること

(4) その他、管理組合理事会及び自治会役員会が特に必要と認めること

7 幹事会は、本部長が必要の都度出席者を指名して開催し、組織の運営その他必要と思われる事項について審議、決定する。議決すべき事項については、出席者の過半数をもって議決する。

8 事務局は、同条第5項の業務の推進に当たるとともに、組織体系図及び名簿を作成し、本会の業務内容の整理をする。

(チームA)

第7条 本部の下部組織として次のチームを置く。

(1) 情報連絡チーム 8名(各棟から1名)

(2) 救出救護・避難誘導チーム 2 27名(各階段の班長27名)

(3) 給食給水チーム 8名(各棟から1名)

2 チームメンバーは自治会役員その他、自治会の推薦により選出する。ただし、再任することを妨げない。

3 チームにはチームリーダー及びサブリーダーを置くこととし、選出は、チーム内の互選もしくは、自治会の推薦による。

- (1) チームリーダーは、各チームを代表し、各チームを統括する。
- (2) サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーが不在の場合は、その任務を代行する。

4 各チームの任務は次のとおりとする。

- (1) 情報連絡チームは、災害等の発生時に、近くの非常警報設備を作動させる等して居住者に知らせるほか、消防署に通報する。
- (2) 救出救護・避難誘導チームは、負傷者の応急救護を行うとともに救急隊と連携をとり負傷者の救護に当たる。また、災害状況を把握し、火災の場合は、火元反対側階段又は避難器具を利用して、避難者の補助及び誘導に当たる。避難の開始は、防災本部からの避難命令又は本部長の状況判断によるものとし、居住者に統一行動を取らせるよう努める。
- (3) 給食給水チームは、居住者への食糧等の確保、手配を行う。

第4章 その他

第8条 毎年1回、管理組合総会及び自治会総会の場において活動報告をする。

第9条 管理組合理事会と自治会役員会は、本会の目的と役割に鑑み、連携をとるものとし、定めのない事項及び防災・防犯に関する事項について互いに協議する。

付則

1. この協定は平成23年5月22日より施行する。
2. この協定は平成26年6月29日より改定する。
3. 本協定の証として、協定書2通を作成し、管理組合理事長及び自治会長が記名押印したうえ、各自1通を保有する。

山鼻サントウン防災・防犯協議会 組織体系図

(別表)

